

見附市告示第97号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年6月16日

見附市長 稲田 亮

1 都市計画の種類

長岡都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

工業地域

追加する部分 見附市上新田町、芝野町、速水町、柳橋町、福島町、新幸町の一部

商業地域

追加する部分 見附市今町1丁目の一部

削除する部分 見附市今町1丁目の一部

第一種住居地域

追加する部分 見附市上新田町の一部

削除する部分 見附市今町2丁目、上新田町の一部

第二種住居地域

変更する部分 見附市昭和町1丁目、昭和町2丁目、学校町1丁目の一部

3 縦覧場所

見附市都市環境課